



## 事務局職員出席者

佐藤 仁 議会事務局長 五十嵐 恵美子 主任  
 塚田 知広 主 事

## 議事日程

平成18年5月16日 火曜日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
 (長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)  
 (質疑、討論、表決)
- 日程第 4 議案第 45号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
 ( " )
- 日程第 5 議案第 46号 長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部  
 を改正する条例の制定について  
 ( " )
- 十 日程第 6 議案第 47号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について 十  
 ( " )
- 日程第 7 議案第 48号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
 ( " )

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 開 会

○大沼 久議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第2回長井市議会臨時会を開会いたします。

## 開 議

○大沼 久議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程をもって進めます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○大沼 久議長 日程第1、会議録署名議員の指名であります。会議規則第81条の規定により、ご指名いたします。

20番 鈴木 新 助 議員

1番 我 妻 昇 議員

2番 内 谷 重 治 議員

以上、3名の方をお願いいたします。

### 日程第2 会期の決定

○大沼 久議長 次に、日程第2、会期の決定であります。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

### 日程第3 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて(長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)

○大沼 久議長 それでは、日程第3、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて(長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)の1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 おはようございます。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件は、厚生労働省告示により、歯科の往診に係る改正が平成18年4月1日に行われることに伴い、長井市国民健康保険条例の一部を改正するため専決処分をさせていただいたものでございます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

報告第6号は、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、報告第6号は、承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

#### 日程第4 議案第45号 長井市市 税条例の一部を改正する条例の制定 について外3件

○大沼 久議長 それでは、日程第4、議案第45号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、議案第48号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 議案第45号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うもので、現下の経済・財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の構築に向け、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲、定率減税の廃止、3年に1度の評価替えに伴う土地等に係る税の

負担調整の見直し、たばこ税の税率の引き上げその他、所要の措置を講ずるものでございます。

改正の主な内容でございますが、税源移譲に伴い、現行3段階の税率区分となっております個人市民税所得割は平成19年度分から税率が一律6%になりますが、個々の納税者の負担が極力変わらないよう配慮する必要から、新たに調整控除や住宅ローン控除が創設され、前者につきましては平成19年度以後の、後者につきましても平成20年度分から平成28年度分までにつきまして適用されるものでございます。

前年の税制改正で縮減されました定率減税につきましては、民間消費や企業の設備投資などの民需を主体に経済状況が改善しているため、平成19年度分から廃止となるものでございます。

また、生活保護基準額等の変更により所得割及び均等割の非課税限度額及び非課税基準の見直しを行うものでございます。

固定資産税につきましては、3年に1度の評価替えに伴い、土地につきましては地価公示価格の7割評価を継続し、評価の均衡化、適正化を推進するとともに、課税の公平及び制度の簡素化の観点から、税の負担調整の見直しを行うものでございます。

また、家屋につきましては、工事原価を基礎とした標準評点数に積算替えを行い、特に安全、安心のための税制として、住宅耐震改修に伴う減額措置を創設することといたすものでございます。

市たばこ税につきましては、現下の極めて厳しい財政事情にかんがみ、本年7月から引き上げるものでございます。

特別土地保有税につきましては、徴収猶予の根拠規定として適用実績があるもの以外は削除するとともに、関係法令の改廃に伴い字句の整備を行うものでございます。

次に、議案第46号 長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正す

る条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、適用期限を2年間延長するものでございます。

次に、議案第47号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、3年に1度の評価替えに伴い、課税の公平及び制度の簡素化の観点から、税の負担調整等の見直しを行うとともに、関係法令の改廃に伴い字句の整備を行うものでございます。

次に、議案第48号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、本年度から実施される個人住民税の公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、個人住民税の算定基礎となる所得金額や個人住民税額が増加する一部の高齢者につきましては、国民健康保険税の税額も増加することとなるため、本年度から2年間、激変緩和措置を講ずるものでございます。

また、介護給付費の増加が見込まれる中で、該当世帯の割合を勘案し、介護納付金課税額に係る課税限度額について、現行の課税限度額を1万円引き上げるものでございます。

以上、4件の議案について、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

これより1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第4、議案第45号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についての1件

について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 税務課長にお尋ねいたしますが、事前に65歳以上でひとり暮らしで公的年金の収入が240万円というふうなことで、この方の住民税についてどのような具体的な計算がなされるのかということで、資料も付して具体的に説明をいただきたいというふうにご連絡いたしましたところが、きょう、資料として手元に配られたわけですが、この資料について説明をお願いいたします。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 それでは、お手元に配付させていただきました資料に基づきまして説明をさせていただきます。

指示いただきました条件でございますけれども、公的年金が240万円で65歳以上、ひとり暮らしという場合の住民税並びに所得税の金額がどう変化するかというのを試算してまいりましたので、提示をさせていただいております。

初めに、与えていただきました前提条件のほか、公的年金240万円でありまして、一般的には国民健康保険税といたしまして12万2,000円ほど発生いたします。また、介護保険料といたしまして5万1,400円ほど一般的に発生いたしますので、それも加えまして計算をさせていただいております。

あと、もう一つ大きい条件といたしまして、所得税につきましては現年度課税でありますけれども、住民税につきましては前年の所得をもとにいたしまして翌年度課税になっております。このため課税時期がずれますので、そのずれによりまして合計金額の多少の変動がございますので、それをご承知をいただきたいと思っております。

初めに、平成18年度から19年度、20年度の3カ年にわたりまして表をつくりまして、比較ができるようにつくらせていただきました。

+

一番上の方に住民税の税率を掲示しております。なお、このたび住民税のフラット化が行われるのに伴いまして、これまでは公的年金収入240万円でありまして、住民税が5%でありましたけれども、19年度からは所得金額にかかわらず一律10%になりますので、19年、20年につきましては住民税の税率が10%になってございます。

また、国の方では住民税の税率が上がるのにあわせて所得税の税率を下げまして、負担が変わらないようにするという方針を出しておりますので、その次の欄の所得税の欄でございますけれども、18年度は10%でございます。次、19年度が同じく10%で、20年が5%になっております。

国で提示しました案によりまして、負担が変わらないようにすると言っておりますので、19年度は所得税5%というふうになるべきでありますけれども、最初に説明をさせていただきましたように、課税時期のずれから、計算上はこのような形にはなっております。

次に、住民税、所得税の合計額の推移でございますが、いろんな軽減措置、あるいは現在行われております減税措置を行った場合で計算しました金額を合計欄として書いております。それによりまして、平成18年度には住民税、所得税合わせて6万3,500円の負担になっております。19年度には10万4,500円の負担になりまして、20年度が10万3,300円の負担というような形になります。

18年度から19年度にかけてまして、大幅に負担額が伸びておりますけれども、それはその次の欄を見ていただきたいと思います。いろんな減税措置がございまして、現在、18年度は6万3,500円になっておりますけれども、減税措置なり緩和措置なりを一切行わないとした金額がこの表の一番下でございます、10万3,300円が調整措置を行わなかった場合の税額でございます。

す。

ここが一番下の欄を横に見ていただきますとわかりますが、一切調整を行わなかった場合は19年度が13万8,100円になります。20年度が10万5,800円という形になりまして、負担額がふえる時期が発生しますけれども、これの負担額をふやさないような調整を行いまして現在の制度がつくられましたので、もう一度合計の欄に戻っていただきたいと思います。19年度の税負担額は減税措置なり調整措置が一切ありませんと13万8,100円でございますけれども、それに対しまして緩和措置なり調整措置を行いまして10万4,500円とするものでございます。このような形で、18年度の税額の負担につきましては一番下の10万3,300円を見ていただきまして、19年、20年につきましては住民税、所得税の合計の欄を見ていただきますと、18年度の負担が10万3,300円、19年度の負担が10万4,500円、20年度の負担が10万3,300円という形で、住民税、所得税の負担ができるだけ変動しないような形の調整措置が行われまして、住民側から、市民の皆さんから見ますと、余り大きい負担増がないという形の措置がとられておりますのが今回の制度でございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 所得税についてお尋ねいたしますが、04年度、つまり平成16年度ですか、までは65歳以上の人で合計所得金額が1,000万円以下の場合は老年者控除として50万円が所得控除できたわけですが、また公的年金等の控除額も最低140万円控除できたわけですが、それが次の年の05年からは老年者控除が廃止されるというふうなことになっておりますが、この所得税のただいまの説明では、そういったことが一切触れられておりませんが、これについてはどのようなものですか。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 確かに前回の税制改正によ

りまして税負担がふえた部分がございます。当然それによりまして税負担の増になった世帯層というのは確かにございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 単純に、そうするとこの数字がこのままでなくて、これは18年度からのやつなわけですが、こういった背景が一つはあると。

それから、公的年金等の控除額の最低も120万円に下げられたわけですね。その点についてはどうですか。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 同じように、控除額が下げられたことによりまして、その当時の税制改正によりまして税負担というのは増という形で発生しております。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 老年者控除の廃止、あるいは公的年金の引き下げというふうなことは、平成18年度の住民税の算出にどのような形で影響があるのか、あるいはないのか、その点はどうですか。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 以前に行われました税制改正に基づきまして計算をしておりますので、当然改正後の税制によりまして計算をさせていただきますので、平成18年度の税額につきましても、以前の改正によりまして増額になりました税金の計算をしております。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 私の頼み方が悪かったわけですが、これ、前年の17年度分からということにすれば、これがどういった動きになっているのかわかったのかなど。住民税については、老年者控除は住民税の場合、48万円がこれ、なくなるわけですね。65歳以上の高齢者の非課税限度額も廃止されるというふうなことで、これはこの試算の中にはどのような形で反映されて

いるんですか。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 税の計算自体が、そのときの制度によりまして計算しておりますので、前年度の比較につきましては予算等の編成の際は前年度の税額と新しい税制によります比較というのは出しますけれども、税額を計算する際に毎回毎回、前年度との比較というのは出しておりませんので、新しい税制度の中で計算した数字が現在の試算させていただいたものでございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 それはそうでしょうけれども、私がお聞きしたいのは、住民の方々がこの新しい税制度によってどのような負担が増になるのかというふうなことで、今回提案されている税制改正によってどうなるのかということを知っているんです。ですからおおよそ、例えば住民税の65歳以上で年間所得が125万円以下の場合には住民税は非課税だったわけですね。そうすると、これが一体どうなるのかと、その1点だけについてお聞きをいたします。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 前回の税制改正の状況でありますので、ちょっと資料というのは今回、そこまでそろえてはいないんですが、前回説明をさせていただきました際には、ひとり暮らしの場合を条件にさせていただいておりますけれども、前回、公的年金の控除額が140万円から120万円まで下がりました。あるいは65歳以上で合計所得金額が125万円以下でありますと非課税措置がとられておりましたけれども、そうした方々の分岐点となりますのは、ひとり暮らしの場合、65歳以上ということが条件でありますけれども、168万円以下の場合には影響を受けない、169万円を超えますと影響を受けるというのを昨年、試算をさせていただいております。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

+

○16番 藤原民夫議員 この125万円は所得金額ですから、つまり公的年金等の控除とか給与所得控除後の額でありますから、年金なら年間の年金収入が245万円以下というふうなことで、これで非課税というふうなことになったわけだと思えます。

今示された案によりますと、3年間で段階的に住民税が課税されるというふうなことになるわけで、均等割についてもお聞きいたしますが、均等割は4,000円、あるいは所得割は前年の所得に対して何%、10%ですか、というふうなことのようではありますが、それで間違いはないですか。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 住民税の税額につきましては、前年度の所得に対しまして、19年度からは新たに10%という課税をさせていただくこととなります。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 この3年間の経過措置によって、軽減の。均等割は18年度からの3年間、幾らになるわけですか。このあれですとちょっとわからないんですが、その点、ちょっとお聞きします。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 均等割の税額は4,000円でございますので、4,000円の課税が基本でございます。ただ、済みません、ちょっと前回の制度を持ってきておりませんが、前回の調整措置もありましたので、19年度までに前回の調整措置によります減額が発生する方も一部出てこられるというふうに考えております。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 この方が、この方というのは、この資料にあります65歳以上でひとり暮らし、年金収入240万円。この方が社会保険料を6万円払っているという場合はどうなりますか。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 社会保険料というのは生命保険料とか損害保険料の控除というふうなことでよろしいのでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中井 晃税務課長 生命保険料、損害保険料、それぞれ任意の加入でありますので、金額というのは特に決められていないわけではありますが、上限額といたしまして生命保険の場合は5万円、損害保険の場合は上限額として1万5,000円の設定がありますので……。

(「生命保険、何ぼ」の声あり)

○中井 晃税務課長 上限額で5万円でございます。年金型の生命保険に加入しておりますと、さらにもう5万円が加算されますので、最大で10万円までの控除を受けることができます。

ただし、これにつきましても所得税と住民税での違いがございますので、住民税に關しましては合計額で最大で7万円という上限になっております。また、損害保険料控除も1万5,000円の最大上限額は所得税での控除額でありますので、住民税での場合は上限額で1万円が控除額になっております。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 ずっと計算して、そして、さらに今回、基礎控除額33万円、これを引くと、課税される所得金額が、私の計算ですと、この人の場合だと81万円になるというふうな計算ですが、どこが間違っているのでしょうか。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 済みません、細かい条件の設定ができましたら、改めて資料等を提示させていただきますので、具体的な数字等の計算につきましては、また細かい調整の上、資料を提示させていただきたいと思いますが。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 そうすると、この例の場合の課税所得金額というのは幾らになるわけですか。



○大沼 久議長 中井 晃税務課長。  
○中井 晃税務課長 今回、資料としてつくらせていただきましたのは、先ほどの生命保険ですとか損害保険料の控除、どういう形で設定するかという話まではしておりませんでしたので、それは除いた形で計算をさせていただきました。

この資料の一番上にあります住民税の課税対象となります所得額が69万6,000円、この金額が課税対象となる金額でございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 定率減税の廃止による影響は、この人の場合はどのような形で出てまいりますか。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 提出させていただきました資料の下の方の欄に、詳細という表をもう一つつけてございます。こちらの方をごらんいただきたいと思いますが、こちらの方で一番下の方、所得税というところがございます。

ここの減税額、平成18年度ですと、所得税につきましては20%の減税がまだ行われますので、20%、1万2,920円が定率減税の減税額でございます。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 そうすると来年度までで、20年度からは、この減税の恩恵にあずかれないというふうなことになるわけですか。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 今回の提案で定率減税の廃止を提案させていただいておりますので、19年度をもちまして所得税に関する定率減税は廃止になります。そのため所得税としては19年度になりますけれども、そこからは廃止という形になります。

○大沼 久議長 ほかにございますか。

17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 1点だけお聞かせ願いたいと思いますが、この個人住民税の定率減税

の廃止の部分で、市長の方からは、それにも伴いということで提案説明があったと思うんですが、定率減税を廃止しないように求める請願を昨年末の方で議会としては全会一致で可決して意見書を提出していると思います。そこで、その理由として経済状況が回復したという表現でしたか、回復基調にあるというふうに言っていましたか、そのような内容のことを言っていたと思うんですが、実質所得が低下傾向の中だと思いますね。社会保険料なども上がっていますし、その意味では市民としては全くそういう感覚が得られていない中でのこういう税制改正だと思っておりますが、税務課長にその部分で、私はそういう感覚しか持ってないんですね。その意味では、どういうところが具体的に経済的には回復しているんだという根拠にしているのか、幾つか上げていただきたいというふうに思います。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 国の方の判断といたしましては、まず大きなものとしたしまして法人税関係の税収の改善があるというので、経済的に回復基調にあるというような判断をしているようでございます。あと、各経済界、企業からの景況判断のデータを見ましても、最近、新聞等にも出されておりますけれども、かなり長期にわたりますして経済の回復基調が続いているという点がもう一つございます。

確かに地方等を見ますと、まだまだ個人の所得といたしましては十分に回復基調に乗ったのかというのを確認できないところはありますけれども、山形県ですとか長井市におきましても法人関係の税収につきましては底を打ちまして、やや上向き傾向の状況にありますので、経済的には国全体も回復基調にありますし、地方におきましてもある程度経済的な部分での回復基調が進んでいるのではないかとこのように考えられます。

+

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 法人税関係が回復しているという説明ですが、ここで言っているのは個人住民税の定率減税の廃止なんですよ。法人関係が回復したとしましょう、しかし個人の方がそれにイコールになるというのは、私はちょっと、極めて単純な考え方ですが、ならないと思うんですが、その部分は、今、税務課長、地方の方も回復基調にあるというふうに言っていますが、そこはイコールになるんですか。

○大沼 久議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 確かに個人住民税まで全部回復基調が間違いなく確認されたかというところは、各地方の一自治体の税収だけを見ては、確実なものは確認はできないわけですからけれども、国といたしましては、全国的な動向を見まして、今後の個人の所得につきましてもどうなるかというのを踏まえまして判断、あるいはその関係者、経済関係者からの意見等も十分に踏まえまして判断したものであるというふうに考えております。

○大沼 久議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 私は、議案第45号に反対の立場で討論を行います。

反対の理由は、ことしは年初めから増税、負担増ラッシュが待ち構えておったわけで、年明け早々、まず小泉内閣が昨年押し通した、この所得税、住民税の定率減税の半減、廃止、そしてまた所得税、住民税については6月から定率減税が半分になるということでもあります。この定率減税は、所得から各種控除を引いて税率を掛けて計算した所得税とか住民税の額から一定

割合、所得税は20%、住民税は15%を差し引くものであります。これが半減されるというふうなことになりますと、市民の台所は大変な負担増で悩まされるということになることは目に見えて明らかであります。特に高齢者に容赦ない負担増が襲いかかってくると。65歳以上の高齢者のための住民税の非課税制度が廃止され、そして新たに全国では100万人が課税対象になるというふうに言われております。また、この議案にありますような住民税の公的年金等の控除の縮小、老年者控除の廃止もこういう中で実施されるというふうなことで、高齢者への増税は国民健康保険税、あるいは介護保険料、こういった引き上げにも連動するというので、雪だるま式に負担が膨らんでくることは明白であります。

また、自営業者にとってもこの3月、消費税の免税点引き下げで新たに課税業者になった業者の初めての申告期限がこの3月にあったわけですが、そうした中で、その打撃が深刻な形でこれから表面化することになるのではないかと、このように、数々の負担増が毎月のように襲いかかってくるというふうなことであります。

7月にはたばこ税の引き上げ、あるいは厚生年金保険料の引き上げというふうなことで、こうした庶民を待ち受ける地獄絵図というふうに表現した人もおりますけれども、週刊誌にも出ておりましたけども、まさに暮らしや営業を守る、こうした負担増を何としても食い止めなければいけないのではないかと、この点でもこのたびの議案をぜひ食い止めて、そして市民の負担を軽くするというふうなことに議員の皆様方の、ぜひ良心に訴えまして、討論を終わることにいたします。

○大沼 久議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ほかにご意見もございませんの

で、以上で討論を終結し、採決いたします。

議案第45号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第46号 長井市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第46号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第47号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第47号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり決定い

たしました。

次に、日程第7、議案第48号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第48号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり決定いたしました。

最後にお諮りいたします。

本臨時会において議決されました議案の中で、条、項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

閉 会

○大沼 久議長 これをもって平成18年第2回長井市議会臨時会を閉会いたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

午前10時47分 閉会

+

会議録署名議員

議長 大 沼 久

20 番 鈴 木 新 助

1 番 我 妻 昇

2 番 内 谷 重 治

+

+

+